

名古屋市告示第266号

指定特定相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の20第 1項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 7年 5月22日

名古屋市長 広 沢 一 郎

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
社会福祉法人 t o m o n i p l u s 名古屋市熱田区一 番二丁目12番20号	季楽指定特定相談 支援事業所春風 名古屋市緑区平子 が丘 607番地	特定相談支援	2338500271	令和 7年 2月 1日
		障害児相談支 援	2378500256	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課